

令和 5 年度

大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 22 号

令和5年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度大阪府茨木市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 836 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,407,752 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月6日提出

茨木市長 福岡 洋一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 府支出金		18,898,568	40,745	18,939,313
	1 府補助金	18,898,568	40,745	18,939,313
6 繰入金		2,275,319	△53,519	2,221,800
	1 一般会計繰入金	2,275,319	△53,519	2,221,800
7 繰越金		320,000	11,814	331,814
	1 繰越金	320,000	11,814	331,814
8 諸収入		85,926	124	86,050
	2 雑入	45,509	124	45,633
歳入合計		27,408,588	△836	27,407,752

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		473,274	△12,266	461,008
	1 総務管理費	472,888	△12,266	460,622
2 保険給付費		18,489,240	30,000	18,519,240
	1 療養諸費	15,847,512	30,000	15,877,512
4 保健事業費		388,716	△30,384	358,332
	1 特定健康診査等事業費	388,716	△30,384	358,332
5 諸支出金		37,201	11,814	49,015
	1 償還金及び還付加算金	37,201	11,814	49,015
歳 出 合 計		27,408,588	△836	27,407,752

令和5年度

大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算説明書

2 歳 入

(款) 5 府支出金
(項) 1 府補助金

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
5		府支出金	18,898,568	40,745	18,939,313
	1	府補助金	18,898,568	40,745	18,939,313
		2	保険給付費等交付金	18,871,430	40,745
6		繰入金	2,275,319	△53,519	2,221,800
	1	一般会計繰入金	2,275,319	△53,519	2,221,800
		1	一般会計繰入金	2,275,319	△53,519
	7		繰越金	320,000	11,814
1		繰越金	320,000	11,814	331,814
	1	繰越金	320,000	11,814	331,814
8		諸収入	85,926	124	86,050
	2	雑入	45,509	124	45,633
		6	雑入	182	124

(国民健康保険事業特別会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
1	30,000	保険給付費等交付金（普通交付金）	30,000
2	10,715	保険給付費等交付金（特別交付金）	10,715
1	14,077	保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）	14,077
2	△11,053	保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	△11,053
3	△3,530	未就学児均等割保険料繰入金	△3,530
4	△12,266	職員給与費等繰入金	△12,266
6	△12,247	財政安定化支援事業繰入金	△12,247
7	△28,500	その他一般会計繰入金	△28,500
1	11,814	前年度繰越金	11,814
1	124	雑入	124

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1					
1	総務費	473,274	△12,266	461,008	124 △12,390
1	総務管理費	472,888	△12,266	460,622	124 △12,390
1	一般管理費	437,623	△12,266	425,357	その他 124 △12,390

(国民健康保険事業特別会計)

節		説 明
区 分	金 額	
		国民健康保険事業を運営する上で必要となる職員給与費・物件費等の事務費に要する経費
2	給 料	△3,244 一般職給 △3,244
3	職員手当等	△6,365 扶養手当 △625 地域手当 △360 通勤手当 828 期末手当 △1,831 勤勉手当 △2,580 時間外休日給手当 △1,567 児童手当 △230
4	共 済 費	△2,657 市町村職員共済組合 △565 地方公務員災害補償基金 △5 厚生年金 △1,900 雇用保険 △200 勤労者互助会 △4 労災保険 17

(款) 2 保険給付費
(項) 1 療養諸費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
2							
1							
	保険給付費	18,489,240	30,000	18,519,240	60,384	△30,384	
	療養諸費	15,847,512	30,000	15,877,512	60,384	△30,384	
	1 一般被保険者療養給付費	15,575,091	28,640	15,603,731	府支出金 59,024	△30,384	
	5 審査支払費	41,045	1,360	42,405	府支出金 1,360		

節		区 分	金 額	説 明
				一般被保険者が受診した医療機関からの請求に基づいて、国民健康保険団体連合会へ支払う保険給付費に要する経費
18	負担金補助及び交付金		28,640	負担金 保険給付費
				国民健康保険団体連合会が行う各医療機関からの診療報酬明細書の審査に要する経費
11	役 務 費		1,360	手数料

(国民健康保険事業特別会計)

(款) 3 国民健康保険事業費納付金
 (項) 1 医療給付費分

(単位：千円)

3	1	国民健康保険事業費納付金	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
			7,970,157	0	7,970,157	10,745	△10,745
	1	医療給付費分	5,628,586	0	5,628,586	10,745	△10,745
	1	一般被保険者医療給付費分	5,626,822	0	5,626,822	府支出金 10,745	△10,745

節		説明
区分	金額	
		一般被保険者に係る保険料（医療給付費分）を大阪府に納付する経費

(国民健康保険事業特別会計)

(款) 4 保健事業費
(項) 1 特定健康診査等事業費

(単位：千円)

4	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		保健事業費	388,716	△30,384	358,332	△30,384	
	1	特定健康診査等事業費	388,716	△30,384	358,332	△30,384	
	1	特定健康診査等事業費	388,716	△30,384	358,332	府支出金 △30,384	

節		説 明
区 分	金 額	
		40歳以上の被保険者に対し、特定健康診査・特定保健指導等を実施するにあたり要する経費
11 役 務 費	△3,384	通信運搬費 手数料
12 委 託 料	△7,000	その他の委託料 国保住民健診事業
18 負担金補助及び交付金	△20,000	負担金 健診費負担金

(国民健康保険事業特別会計)

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	24 (18)	38,726	87,969	71,653	198,348	37,276	235,624	
補正前	24 (17)	38,726	91,213	77,788	207,727	39,933	247,660	
比較	0 (1)	0	△3,244	△6,135	△9,379	△2,657	△12,036	

()内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書き

職員手当の内訳

区分	補正後(千円)	補正前(千円)	比較(千円)
扶養手当	2,113	2,738	△625
地域手当	9,061	9,421	△360
通勤手当	2,229	1,401	828
期末手当	26,125	27,956	△1,831
勤勉手当	15,523	18,103	△2,580
時間外休日給手当	13,689	15,256	△1,567
合計	71,653	77,788	△6,135

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	24 (3)	—	87,969	65,986	153,955	29,956	183,911	
補正前	24 (2)	—	91,213	72,121	163,334	32,613	195,947	
比較	0 (1)	—	△3,244	△6,135	△9,379	△2,657	△12,036	

()内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当の内訳

区分	補正後(千円)	補正前(千円)	比較(千円)
扶養手当	2,113	2,738	△625
地域手当	9,061	9,421	△360
通勤手当	2,229	1,401	828
期末手当	20,458	22,289	△1,831
勤勉手当	15,523	18,103	△2,580
時間外休日給手当	13,689	15,256	△1,567
合計	65,986	72,121	△6,135

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	△3,244	異動等に 伴う減少分	△3,244 異動等 による減	△3,244 職員数の異動状況 現に在職する職員数 補正後 24人 0人 24人 (18) (0人) (3人) 補正前 23人 1人 24人 (17) (0人) (2人) 増減 1人 △1人 0人 (1) (0人) (1人) 採用退職等の状況 令和5年1月2日～令和6年1月1日 採用 退職 異動 0人 2人 3人 (0人) (1人) (2人)
職員手当	△6,135	異動等に 伴う増減分	△6,135	扶養手当 △625 地域手当 △360 通勤手当 828 期末手当 △1,831 勤勉手当 △2,580 時間外休日給手当 △1,567

()内は、短時間勤務職員について外書き

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職給料表(一)	任期付職員給料表
令和6年1月1日 現 在	平均給料月額	294,417円	168,107円
	平均給与月額	343,269円	185,584円
	平均年齢	38歳2月	48歳9月
令和5年1月1日 現 在	平均給料月額	298,683円	159,320円
	平均給与月額	345,830円	175,252円
	平均年齢	39歳8月	49歳6月

イ 初任給

区 分		行政職給料表(一) (円)
茨 木 市	中 学 卒	164,400
	高 校 卒	179,100
	短 大 卒	191,800
	大 学 卒	208,000
国	中 学 卒	—
	高 校 卒	166,600
	短 大 卒	179,100
	大 学 卒	200,700

ウ 級別職員数

区 分	行政職給料表(一)			任期付職員給料表		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和6年1月1日現在	8			8		
	7			7		
	6	1	4.2	6		
	5	2	8.3	5		
	4	2	8.3	4		
	3	5	20.8	3		
	2	11	45.9	2		
	1	3	12.5	1	(3)	(100.0)
	計	24	100.0	計	(3)	(100.0)
	令和5年1月1日現在	9			3	
8				2		
7		1	4.3	1	(2)	(100.0)
6		2	8.8			
5		2	8.8			
4		7	30.4			
3		7	30.4			
2		3	13.0			
1		1	4.3			
計		23	100.0	計	(2)	(100.0)

()内は、短時間勤務職員について外書き

(行政職給料表(一)の級別の基準となる職務)

区 分	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
職 務	部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	主査・主任	一 般 職 員	

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階 職務の級等による 加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.20 (1.15)	2.30 (1.20)	4.50 (2.35)	有	
補正前	2.20 (1.15)	2.20 (1.15)	4.40 (2.30)	有	
国の制度	2.20 (1.15)	2.30 (1.20)	4.50 (2.35)	有	

() 内は、再任用職員

オ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その 他 の 加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (50歳以上)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (45歳以上)	

カ 地域手当

支 給 率	支 給 対 象 職 員	国の指定基準に基づく支給率
10%	24 人 (3人)	10%

() 内は、短時間勤務職員について外書き

キ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	